

第9回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年2月25日（水） 午後1時36分～午後2時01分
- 2 場 所 湯河原町保健センター 2階 大会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外6名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3名（うち欠席1名）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。定刻からだいぶ過ぎてしまいましたが、これから第9回の農業委員会の総会を開会したいと思います。 まず冒頭に、皆様から、いただきましたみかんのおかげで、2月3日に、加害個体のサルが1頭取れた（捕獲された）ことをご報告いたします。 また、昨日もLINEで出させていただいたんですが、湯河原町の委託の分に関しましては、1頭の処分で終わりましたが、その後、3月になりまして、県も引き続きで、加害個体の処分をやっていただくようになっておりまして、またみかんのご提供いただくLINEをさせていただきまして、また即ですね3番委員とかが出していただきましてありがとうございます。 できる限りまた取っていきたいというふうな議論を、県と打ち合わせした結果で、そういうことになりましたので、その旨を、連絡をさせていただきますが、今のところ1頭取れているということで、こちらはご紹介させていただきます。 それでは会長からよろしくお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。ご苦勞様です。 1月の総会は案件がなかったんで、今回が今年、令和8年最初の総会ということになります。1年間よろしくお願いいたします。 去年の最後の総会以降で、農林水産まつりがあったり、新年会を開催させてもらったりしたわけですが、今年の農林水産まつり、当日、結構寒かったんですね。なんかちょっと売れ行き悪くて、大根が販売しきれなかった。値段も他の野菜より割安感が少なかったのかな、というふうなことを反省しているわけです。来場者数はそんなに減ってはいないということでした。そういうことなんで、また、来年に向けて、どういう形でやっていくかは、また時期になりましたら、ご相談をさせていただきたいと思います。

	それから 2 月 8 日に湯河原では珍しく大雪が降りまして、街の中で交通麻痺だとか、水道管が破裂したりして、いろんな被害があったんですが、農業面では、湘南ゴールドは、かなり畑にまだ残っているものについては凍害を受けたり、ス上がりをするんじゃないかということが問題になっています。 その他の柑橘類も畑に残っている部分については、苦味が出たりする可能性もあります。それから木が枯れちゃうっていうようなこともあって、かなりの寒さの被害があるのかな、ということで心配をするわけでございます。 町の方では、目的は農業経営の維持ということで、寒さ対策という部分もあるかもしれないですが、果樹の苗木を購入したときの補助なんかをしていただいておりますので、苗の改植をしたりする手当ができれば、ご活用されたいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは早速、総会の議題の方に移りたいと思います。座って失礼します。 本日の議事録署名人でございますが、1 番委員と 9 番委員、2 人をお願いしたいと思いますよろしくお願い致します。 それでは議案に移りたいと思います。(1)新規農業者資格認定についてということで、説明をお願いします。
事務局長	すいません。先に申し訳ございませんが、今回の議案に関しまして、日程第 1 の新規農業者資格認定についての議題が上がっているわけなんですが、私の方で、最終的なチェック不足がありまして、今回書類が一つ足りないものがございます。 足りないものがあると、今回この新規就農認定には、まず難しいという判断をいたしますので、一応説明はさせていただきますが、ちょっとそこはない、ということをご理解いただきたいと思います。 ただ、それに関しまして認定してくれとかいうわけではなく、今回に関しましては多分非認定になると思いますが、これは、こちらの、事務局の不手際によりこういうことが起こってしまったことを最初にご案内させていただいて、謝らせていただきます。申し訳ございませんでした。
議長	では、引き続き、説明をお願いします。
事務局	日程番号第 1、議案第 24 号の説明をいたします。申請者は [REDACTED]、[REDACTED] さんです。耕作地は [REDACTED]、[REDACTED]、台帳及び現況地目は畑、面積は 3 万 4,000 m²、でございます。 こちらは後ほど説明いたします、申請者が研修を受けた施設でございます。湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱第 3 条第 1 項第 2 号に規定された農業経営士の元で年間 150 日以上研修を受講され、今回新規加入者資格の認定を受けるため申請いたしましたところでございます。 申請書に移ります。 1 ページは記載のとおりでございます。 2 ページをご覧ください。

	営農計画書です。2耕作地ですけれども、土地の表示をご覧ください。湯河原町[]筆を耕作予定でございます。場所は宮上地内の[]の西側になります。 なお、現在は実家に居住しており、将来、湯河原町へ転入、永住する計画があり、この耕作地で栽培する予定でございます。 3営農類型は果樹および露地野菜を中心とした複合経営型農業であり、5年後には安定的な農業所得の確保を目指しております。 3ページをご覧ください。 果樹及び露地野菜を中心とした複合経営型農業でございます。作付けの5のところですが、作付けの内容は、記載のとおりです。 7の研修場所は、[]の施設でございます。こちらで2年間の研修を経て、露地栽培、果樹、農産加工、マルシェ等の出店も経験しております。 4ページをご覧ください。 新規農業者認定推薦書でございます。こちらに記載しております[]農業経営士のもとで研修を受けました。 7ページをご覧ください。 []氏の認定証書でございます。 戻りまして5ページ、研修期間は、真ん中ですが、記載のとおりでございます。 11ページから23ページまでに、一部抜粋した研修作業内容が詳細にまとめられております。後ほどご覧ください。 戻りまして5ページをご覧ください。研修内容で実技以外に農業経営を学ばれております。総合所見では、記載のとおり生産から売買までの過程が研修されている内容を受けました。 6ページについては、先ほどの内容が書かれています。 飛びまして8ページ、こちらは念書ということで、提出されております。 9ページは本人の住所を証するものとして添付されています。 そして、10ページにつきましては、当時の研修先の写真及び研修風景をつけております。 以上の内容が申請となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	はい、今説明がありましたが、最初、事務局長が話した関係がどういうふうの問題なのか、ちょっと説明をしてもらった方がいいと思います。
事務局	湯河原町農業委員会新規農業者資格認定要綱がございまして、こちらに第3条認定基準というのがございます。 ちょっと読みます。 湯河原町農業委員会は、農業経営に必要な農機具、農業用施設等を有している又は賃借等により用意することが確実である者で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たし、研修先および就農希望地域の農業委員の推薦を受けた者に限り、新規農業者として認定するものとする。 ここで今お伝えしました要件を満たし、研修先および就農希望地域の農業委員の推薦を受けたものに限る、と基準ではなっており、先ほ

	どの（申請の）４ページですが、新規農業者認定推薦書につきましては、農業経営士の者の添付があるんですが、地元の就労希望地域農業委員さんの推薦書がないため、こちらについては、申請書、不完全ではないかということでございます。 これらにつきましては、その推薦書が第３条第２号、農業経営士の元で農業研修を受けた者については、先ほどの就農希望地域の農業委員の推薦書を添付しなければいけないと解釈され、今回につきましてこの申請書に地元の農業委員さんの推薦書がないため不完全ではないかということでございます。
議長	はい。ということで、横須賀で研修されて、農業経営士さんの方で研修されて、その人の推薦書をもらったんですが、これから湯河原町の宮上で就農したいよということなので、宮上の地域の農業委員さんの推薦書が必要になります。その農業委員の推薦書がついてないと、足りないということで、この認定基準に合致しないということで認定が難しいんではないかと思います。 何かそのことについてご質問とか。ありますか。
１番委員	今言われた研修、あれはそのとおりなんだけど、この方なんだけど、この辺では珍しい鳥。研修内容、これを見ると、鳥とかのそれ（鶏の飼育）をやっているんだな。研修内容の中に（鴨とか）湯河原ではちょっと珍しいなと思ってね、これもこの内容をずっと見たんだけど、鳥、ちょっとね、湯河原の方じゃあ、やっていない様な事をやっている、ちょっと珍しいなと思ってね。今はここでね、この方は研修はＯＫだよっていう、そういう問題じゃなくて、この内容を見ると、鳥とかね、そういうことをやられて、もう幅広くね。野菜も結構やっているみたいで、よくやっておられる方かなとは思うんだけど、ちょっと珍しいね。
議長	これはその研修先の農家が有機農業、有畜農業みたいなことなんですかね、鶏飼って。そこで卵を取ったり、鶏糞を使ったりして農業をやるよ
１番委員	まあ、鶏糞とかね、野菜とかにいいんだけど、自分もこれやる気なのかな、鳥とかね。自分が行って聞いたわけじゃないからわかんないけど、これ見るとずっと鳥だよ。
３番委員	なんかね、この方、有機栽培の方なんですって。
１番委員	ああ、そう。
３番委員	無農薬とか、そういう系の自然農法な感じの方らしい。
１番委員	だからちょっとね。
３番委員	見えてこないですよ。
１番委員	見えてこない。

議長	メインは野菜かな。一緒にね、鳥も飼っていると。湯河原で就農するにあたって、ここに計画書は野菜って書いてあるのは、果樹および露地野菜を中心とした複合経営農業ということだし、鳥は飼うにしろ、まあメインは果樹とか野菜だからね。
1 番委員	果樹とか野菜なら話はわかるけど、こっち来てまたそれを生かしてね。鶏でもやるのかなと思っちゃう。鳥、鳥と書いてあるとそれをやるのかと思っちゃう。研修内容でね、それをやらされているかもしれないけど。
議長	それは、今度就農しようとする柏木さんと、面接をしてもらって、湯河原で、就農するときはどういうことを、鳥をやりたいんですか、野菜ですかとかね。
1 番委員	それが見えないんだ。自分がしてきたことだけしか書いてなくて。
議長	ここには、計画書には野菜って書いてある。
1 番委員	それは書いてあるけど、この鳥がはたして、研修になるのかな、なんて思いましたけどね。
議長	野菜もちゃんとやっていますから、いいんじゃないですかね。いいんじゃないですか。
1 番委員	だから、鶏糞とかそれぞれ使って、野菜にやるのはいいものができると思うよ。それをね、肥料にしてさ。それは間違いなくいいと思う。そういうために鳥の勉強しているんだっていうのはわかるけどさ、それを肥料にしたいと。
議長	就農したい人は、その地域の農業委員の推薦書が必要だが、今回ついてない。面接をもらって、鳥はどうしますかとか、それを確認してもらった方が、いいとか悪いとかいうことじゃなくて、どういう農業経営をしたいんですかっていうことをね、確認してもらったらいいいんじゃないですかね。
1 番委員	だからあっち（横須賀）のほうだと、こういう鳥（の飼育）とかわかるけどね。向こうじゃ多分これ大きく、この写真見てもかなりマルチなんか敷いているけど、かなり広いところでね、野菜の準備だと思うけど、やられているからね。結構熱心にやる方じゃあないかなとは思っけどね。
議長	まあ、いいんじゃないですか。
7 番委員	ちょっと勉強不足なんですけども、農地って経過で、農地を借ります、貸しますみたいな。必ず農業会議でしたっけ。その文言っていうのは一つもないんですけれども、それとは切り離して考えないといけないんでしょうか？

事務局	農地法 3 条か農業経営基盤法のいずれかになりますけれども、公益社団法人神奈川県農業会議につきましては、（農家が機構に）農地を貸してから 1 回機構が借り受けて、機構から借り手の方に貸し付ける。という形をとっております。 これは選択肢なんですけど、通常ですと 3 条の方が強いので、期間とか金額とかがあり得ますので、公益社団法人神奈川県農業会議の方に登録制度がございます。貸し手借り手それぞれがございますので、こちらのご案内をする予定です。
議長	新規の農業者と認定されて、農地を含め、何か借りるとか、何かしなくちゃいけないわけですよ、当然。その段階で、その今事務局が話した中間管理機構を使って借りるとかね、場合によっては買うのかわかんないんですけども、そういう形で権利を取得するって、次のステップに、その農地の手当にはなるといいます。ただ今のところこの宮上のところで耕作をしたい予定だ、ということだと思っんですけど。とりあえず次のステップになるといいます。ここの新規農業者の資格を取れた後。
3 番委員	そしたらまたここで会議をして。
議長	土地をね、貸し借りをしたりする場合はまた農業委員会（の総会）で。
3 番委員	そこで、農業をやりたいといったら 2 回ステップを踏まないといけませんよ。
議長	そういうことですね。うん。だといいいですね。 あと私の質問を。ここで作付け予定が野菜、青唐辛子からずっと書いてあって、時期、施設を合わせても 400 m²程度なんですけれども、土地は 800 m²ぐらいを借りる予定だと。それと何か計画書は、まだまだこういう細かいこと書いていないだけかもしれないんで、実際に借りるときには、全部有効利用するっていう条件があるので、計画で、ちゃんとここの面積を全部使うような計画書を実際に出してもらった必要があると思うんですよ。できれば今の段階で、ここんところは、他にもっと使う手があればね、書いてもらった方がいいと思うんですけども。あともう一点で、湯河原町の新規農業者の認定要綱を見ると、4 条で耕作の権限で、これは農地利用集積計画、基盤法の施行によるものだと言っているんですけど、原則、当初試行期間として権利設定を行える期間を 3 年とし、借入可能面積を 30 アール以上にする。30 アール以上っていうのはね、農地法を改正する前が 30 アール以上で、改正されて、下限面積が撤廃されたんですよ。だからその改正前の数字が残っちゃっているのかなって思うんですよ。だからここはどういうふうにするのかっていうのが少し引っかかる場所ですね。要綱自体もそういった農地法の改正に合わせて、こういうところを見直す必要があるのかもしれないし、その辺はやっぱり、こういう時代でなかなか農業をやろうという方が減ってきちゃったんで、意欲ある人はね、小規模でもやりたいよっていう人は入れてあげて、だんだん順調にいったら、規模拡大をすればいいっていう部分も

	あるので、そういうところは今の法律の改正に合わせて見直してもらったらいいいのかなと思います。
事務局長	会長おっしゃるように、こちらにつきましては改正が必要と考えております。 また本当に、さっき言ったように、農家の方も段々減ってきている中で、やる気（ある）の方も結構いらっしゃいますので、そこは間口を広げるっていうわけじゃないですけど、そんな形をとらせていただきたいと思っておりますので、早期に改正したいと思います。
議長	よろしくお願いします。 他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。
事務局長	引き続きすみません。今回の件なんですけど、私どもの不手際がございます。 7番委員に関しましては、またこちらの方からご連絡させていただいて、この申請者の方とちょっとお話をさせていただくような段取りを取りますので、申し訳ございませんがよろしくお願いしたいと思います。
議長	この件について一応採決を取りたいと思います。その意味で認定できないということになるかと思うんです。一応採決を取りたいと思います。この新規農業者の資格認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
全員	挙手なし
議長	認定しない非認定だという方は、挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	ありがとうございます。 非認定と今回はさせていただくので、ぜひ次のときに就農希望先の農業委員の推薦をいただいて出していただくようにお伝えをいただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。 議案は以上でございます。 5番のその他に移りたいと思います。 (1)の農林水産まつりの件と(2)の農業委員会の新年会の精算報告合わせて2件合わせて報告をお願いします。
事務局	(1)でございますが、先月行いました1月24日、土曜日、四季彩のまち“ゆがわら農林水産まつり“でございますが、先ほど会長からお話がありましたとおり、当日、寒かったですが、大根の販売につきましては、3万8,050円売り上げがありました。単価としましては100円から200円でありましたが、こちらの売り上げは、会の方に納入させていただきましたことをご報告いたします。合わせて(2)令和7年度湯河原町農業委員会新年会精算報告でございます。別紙の方の湯河原町農業委員会新年会精算書の方を御覧ください。 過日2月5日、木曜日6時ですが、ホテル城山にて開催いたしました

	た。 参加者につきましてはこちらの記載のとおりでございます。 収入につきましては、会費5万6,000円、負担金1万2,000円、祝儀、こちら町長からでございます、1万円。合計7万8,000円でございます。 宴会費の費用につきましては7万8,720円となっております。差し引き720円につきましては、繰り入れを通帳の方にさせていただきました。別紙の方に請求書内訳および裏面のところに領収書が添付させていただきましたので後ほどご確認していただき、報告とさせていただきます。以上です。
議長	この件はよろしいですか。 何かご意見ご質問あれば。よろしいですね。 この件は以上としたいと思います。他に何か皆様の方からも何か意見等があればお願いしたいと思います。 よろしいですか。 事務局はよろしいですか。 それではこれをもちまして農業委員会の総会を閉会といたします。 ご苦労様でした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 霧 木 洋 一
	議事録署名人
	1 番 木 石 義 造
	9 番 市 川 章 久